

総社市文化芸術会議条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第38号

総社市文化芸術会議条例

(設置)

第1条 総社市の文化芸術のより一層の振興を図るため、総社市文化芸術会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、教育委員会の諮問に応じ、本市の文化芸術に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、特に必要がある場合は、第1項に定める定数を超えて、臨時に委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2項第1号の委員は、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会において行う。

(その他)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）			
職名	区分	報酬		職名	区分	報酬	
		日額	月額		年額		日額
略				略			
埋蔵文化財学習の館館長			172,000	埋蔵文化財学習の館館長			172,000

改正後				改正前			
文化芸術会議委員	5,900						
略				略			